

第 1 1 防 災 航 空 隊

主な内容

- 愛知県防災航空隊の活動
- 防災ヘリコプター「わかしゃち」の概要
- 防災航空業務の実施概要

第 1 1 防災航空業務

1 愛知県防災航空隊の活動

社会経済の進展に伴い災害の態様が複雑・多様化し、また大規模化する中、本県では平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機として、平成 8 年 4 月 1 日に「愛知県防災航空隊」を組織し、同年 10 月 1 日から防災ヘリコプター「わかしゃち」の運航を開始した。

これにより、災害対策基本法及び消防組織法に基づく災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動、救急活動等への緊急運航を行うこととし、航空機の特性を活用した迅速かつ的確な緊急運航活動を実施することで、被害の軽減を図っている。

また、市町村等が実施する消防・防災訓練にも積極的に参加・協力することにより、市町村等との連携を図りながら災害対策活動の効果的な推進を図っている。さらに四県一市航空消防防災相互応援協定を締結し隣接県との応援体制を整えるほか、緊急消防援助隊として大規模災害時等における広域活動への支援を行っている。

2 防災ヘリコプター「わかしゃち」の概要

(1) 業務の開始等

ア 防災航空隊発足	平成 8 年 4 月 1 日
イ 機体納入日	平成 8 年 8 月 2 日
ウ 運航開始	平成 8 年 10 月 1 日
エ ヘリコプターテレビ電送システム運用開始	平成 10 年 4 月 1 日
オ 動態管理システム導入	平成 21 年 2 月 23 日
カ 赤外線カメラ導入	平成 21 年 12 月 24 日
キ 新機体購入契約を締結	平成 27 年 10 月 15 日
ク 新機体納入日	平成 29 年 5 月 26 日
ケ 新機体運航開始	平成 29 年 7 月 1 日

(2) 性能

ア 型 式	ベル式 412EPI 型
イ エ ン ジ ン	双発タービンエンジン 1,856 馬力
ウ 定 員	15 名
エ 最大巡航速度	231 km/h (最大全備重量時 高度 4000ft)
オ 有効搭載量	2,190 kg (ベース機体)
カ 燃料タンク	1,251 ㍓

(3) 主な装備

ホイスト装置 (ケーブル長 76m、吊り上げ能力 272 kg)、サバイバースリング、パーティカルストレッチャー、担架装置、生体監視装置、消火バケツ (910 ㍓)、消火タンク (1,420 ㍓)、カーゴ・フック、モッコ (航空輸送)、防振カメラ (可視/赤外線)、サーチライト装置、機外拡声

装置、運航支援用赤外線カメラ、イリジウム衛星電話、自動体外式除細動器、自動式心臓マッサージ器

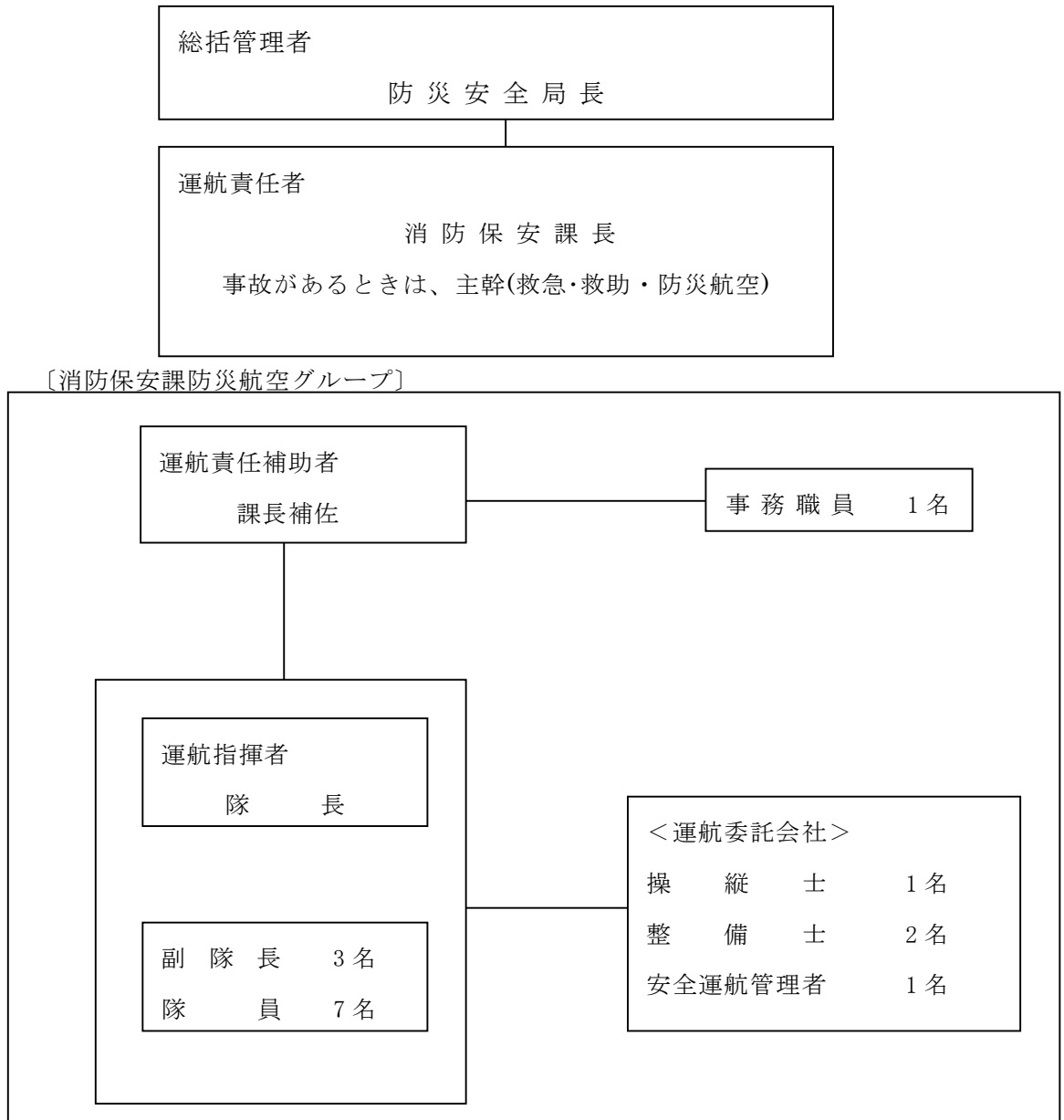
3 防災航空業務の実施概要

(1) 運営体制

ア 運航時間

愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱により 365 日活動実施

イ 組織（平成 31 年 4 月 1 日現在）



ウ 航空隊員の勤務体制等

(ア) 航空隊員は県内市町村等消防職員の派遣により組織（身分は県職員併任）

(イ) 365 日・24 時間体制で勤務（航空隊員は、昼間は原則 6 人、夜間は原則 1 人勤務）

(ウ) 平成 19 年 4 月 1 日から、隊員の任期を 2 年から 3 年に延長

(平成 31 年度派遣元消防本部)

名古屋市消防局、岡崎市消防本部、春日井市消防本部、豊田市消防本部、蒲郡市消防本部、稲沢市消防本部、新城市消防本部、東海市消防本部、幸田町消防本部、海部東部消防組合消防本部、西春日井広域事務組合消防本部

エ 機体の運航整備

(ア) 機体の運航整備 民間航空会社委託

(イ) 委託職員(常駐) 操縦士 1 名、整備士 2 名、安全運航管理者 1 名

(2) 緊急運航基準

公共性・緊急性・非代替性の 3 要件を基本要件とし次の活動において出動

ア 災害応急対策活動

イ 火災防御活動

ウ 捜索・救助活動

エ 救急活動

オ 臓器搬送

カ 広域航空消防応援活動

(3) 出動状況

ア 出動実績

区 分	緊 急 運 航 (件 数)						計
	災害応急 対策	火災 防御	捜索 救助	救急	広域航空 消防応援	臓器 搬送	
平成 24 年度	1	8	13	4	0	0	26
平成 25 年度	2	12	32	10	4	1	61
平成 26 年度	0	9	30	13	1	9	62
平成 27 年度	0	2	28	8	6	1	45
平成 28 年度	0	2	35	22	10	2	71
平成 29 年度	1	9	26	9	10	1	56
平成 30 年度	0	11	17	8	4	2	42

イ 平成 30 年度の緊急運航は 42 件と前年度より 14 件の減少となり、夜間に及ぶ運航は前年度の 8 件に比べ 3 件と減少した(平成 30 年度より運航時間は日の出から日没までとしている)。

救助活動では川や海での捜索・救出やハイキング・登山ブームにより山岳地における救出があり、救急活動では救助活動で救出した要救助者を三次医療機関へ搬送した。

今後その機動力を活かした活動や中部空港海上保安航空基地、愛知県警察航空隊、名古屋市消防航空隊及びドクターヘリコプターとの連携活動等、より高度な活動が期待されている現状である。

(4) 他県等との応援協定等

ア 緊急消防援助隊

国内において大規模災害又は特殊災害が発生し都道府県内の消防力をもってしてもこれに対処できない災害の発生に対して消防庁長官の要請又は指示に基づき被災地の消防の応援等を行うものである。

その一例として震央管轄都道府県内の市町村の応援等に関して下記の区分に該当する地震災害が発生した場合に被災地へ迅速に出動を行う。

区分Ⅰ：最大震度 7（東京都特別区は 6 強以上）

区分Ⅱ：最大震度 6 強（東京都特別区は 6 弱以上）

区分Ⅲ：最大震度 6 弱（政令市等は 5 強）

：津波警報（大津波）

なお、愛知県防災航空隊は主に救助・救急・輸送の任務を負う。

イ 整備時の応援出動体制

定期点検のため、年間で約 60 日間程度は飛行できない期間があるため、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県及び名古屋市との間で四県一市航空消防防災相互応援協定を締結している。

ウ 災害映像情報の提供

平成 17 年 5 月に報道機関と「災害映像情報の提供及び利用に関する協定」を締結し、ヘリコプターテレビ電送システムの災害映像情報をマスコミに提供することにより、報道を通じた災害時の迅速な避難等への利用を図ることとしている。

(5) 防災ヘリコプターの円滑な運航調整

県内全市町村で構成される愛知県防災ヘリコプター運営協議会（会長 消防保安課長）において防災ヘリコプターの円滑な運航について調整を図っており、複雑化している事案への対策等について連絡・調整を図っている。

(6) 航空燃料備蓄基地

林野火災等の大規模災害時等における防災ヘリコプターの緊急運航活動に対処するため、平成 31 年 4 月 1 日現在、県内 6 箇所（新城市消防防災センター、豊田市消防本部、足助消防署、田原市消防本部消防署、西尾市消防本部吉良分署及び愛知県防災航空隊基地）に合計 4,200 リットル（ドラム缶 21 本）の航空機燃料（JET A-1）を備蓄し、円滑な給油を行うことで迅速な活動体制を確保している。

(7) 飛行場外離着陸場

防災ヘリコプターの緊急運航活動に対処するため、飛行場外離着陸場をあらかじめ県内各所に設置し、迅速な活動体制を確保している。

区 分	令和元年9月1日現在	備 考
一 般 離 着 陸 場 このうち夜間対応離着陸場 (内数)	66箇所 (21箇所)	多目的の使用が可能な離着陸場 (夜間の離着陸が可能な離着陸場)
防災対応離着陸場	22箇所	災害時の使用が可能な離着陸場
合 計	88箇所	

